

Rotary  あすかロータリークラブ
Asuka Rotary Club Weekly Bulletin

RI 会長：K. R. “Ravi” Ravindran

地区ガバナー：中澤 忠嗣

会長：澤 光彦 エレクト：吉川 隆博

副会長：松中 久 幹事：森下 秀城

クラブ会報委員長：富士川拓也

Vol. 25 No. 28 (No. 1175) 2016年1月21日発行

前回のニコニコ / 前期会費預かり分 / 今年度累計
¥20,000 / ¥855,000 / ¥1,826,500



合格祈願

於:安倍文殊院

撮影者:井上重行

第1175回 2016年1月21日(木)

- 1 開会点鐘
- 2 ソング「四つのテスト」
- 3 お客様紹介
- 4 会食
- 5 会長報告
- 6 幹事報告
- 7 出席報告
- 8 ニコニコ報告
- 9 委員会報告
- 10 本日の卓話 「欧米文化にはない
日本文化の花によせる情緒」
榎原市文化協会 会長 戸田 守亮様
- 11 閉会点鐘

1174 回報告 2016年1月14日(木)

於：榎原ロイヤルホテル

ソング

「四つのテスト」

ソングリーダー 住吉 襄一君

ゲスト

田中 栄一様 (卓話講師)

中根 伸一様 (”)

出席報告

	全会員	免除者	出席者	MU	出席率%
第1174回	54	24	35(14)	6	93.18
第1172回	56	24	37(13)	4	91.11

ニコニコ

清水 徹君 本日、職業奉仕フォーラムで卓話いただきます。奈良県発明協会の中根様、田中様、よろしくお願ひ致します。

米田 昌弘君 新年夜間例会、多数の出席ありがとうございました。

吉田 勝亮君 改めまして、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

以下同文

竹田 裕彦君

中西 知君 皆様！当クラブの後期の重大イベントは5月21日の創立25周年記念式典と祝賀会です。いろいろご無理なお願ひをしますが、ご協力どうぞよろしくお願ひします。

青山 信房君 平均気温が10℃以下になったので、インフルエンザが流行ってきています。注意して下さい。

会長挨拶

○新年早々、皆さんを驚かせる北朝鮮の水爆実験よりビックリするニュースがあります。私のケータイですが、遂にガラケーからスマホに変えました。ただし、前にラクラクと付きますが...。もう一つ、禁煙の一環として、3mlから1mlに変えました。

○年頭の会社の挨拶で、社員に、「今年をワクワクするような考え方を持ってほしい」と話しました。我々会員も、この1年をワクワクする、また憧れをもつクラブ活動になるよう、互いに頑張っていきましょう。

○ようやく前期を終える事が出来ました。おかげ様で出席率も各月90%を超え、また年末の忘年例会、そして先週の新年例会共に100%を達成できました。この調子で後期も高い出席率を保ちたいと思います。皆様のご協力よろしくお願ひ致します。

幹事報告

○後期より吉田太三会員がチーム ASUKA 応援団に入団されました。

○後期会費納入について

2月1日(月)までにお願ひします。

4つのテスト 1.真実かどうか 2.みんなに公平か 3.好意と友情を深めるか 4.みんなのためになるかどうか

理事会報告

- ワイン例会決算について
- 親睦家族例会の決算について
- 後期会費について
- ひな祭り例会について
- 創立 25 周年記念例会について
- 前期出席率・前期予算執行について

委員会報告

- 広報雑誌委員会
ロータリーの友について
- 櫃の実会
宮崎遠征の案内

高田委員長

井村幹事

1月のお誕生日

- 5日宮本会員
- 15日多根井会員
- 17日住吉会員
- 19日内藤会員
- 25日鍵谷会員



次回の例会 「物故会員追悼例会」

物故者 スピーカー

- 中川 治会員……………深井 泰俊会員
- 和田 忠明会員……………井上 重行会員
- 原田 昌和会員……………多根井明則会員
- 中谷 宏会員……………中西 知会員
- 大川洋之助会員……………宮本 義人会員
- 鳥居 三之会員……………柳田 弘明会員

「知的財産権制度の紹介」



奈良県発明協会

知財アドバイザー
田中 栄一様
事務局長
中根 伸一様

知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの産業財産権と著作権や植物の保護を行う育成者権などがあります。本日はこの産業財産権とそのメリットや抵触しているかどうかの考え方、特許庁の施策などについて紹介します。

産業財産権には新しい発明の保護を行う特許権、物品の構造や形状の考案の保護を行う実用新案権、そして物品のデザインの保護をするための意匠権、商品やサービスに使用するマークを保護する商標権の4つがあります。



知的財産活動を行うことのメリットとして、①有利な事業展開が可能となる、②自社ブランドの構築をすることができる、③自社技術力の向上を図ることができる、④社員のモチベーションの向上、自信につなげることができるなどがあげられます。一方、知的財産権を軽視した場合、リスクとして①自社の独自商品に対して類似品が流通してくる、②取引先が先に権利化してしまって逆にロイヤリティーを支払わなければならない、③アイデアやノウハウが流出してしまう、④他社から警告を受けるなどが起こり得ます。

まず、特許は「発明」をして、それを文章に表現して権利範囲を明確にして権利化する必要があります、産業上利用できるもので、かつ新しい（新規性）、容易に考え出すことができない（進歩性）などの条件が必要となってきます。特許を出願した後、審査請求を行い、その審査に通ることによって権利化ができます。権利期間は出願から20年です。一方、実用新案は同様にアイデアを文章により表現し権利範囲を主張しますが、出願すれば無審査で登録になり、権利期間は出願から10年です。意匠は物品として認められ、その形状について視覚に訴えるものでかつ美感を起こさせることが要件で、「部分意匠」や「組物の意匠」「関連意匠」「秘密意匠」などのさまざまな形態の権利の取り方があり、権利期間は登録から20年です。

商標は上記3つの権利と異なり、新しいかどうかではなく先に登録したマークの保護で、商品に使用するものと役務（サービス）に使用するものがあります。商標を長年使用することにより消費者に企業努力の結果を浸透させ、信用を築きブランド力を持たせることができます。存続期間は10年で更新することで永久に権利を継続させることができます。

特許庁の支援策には、費用の軽減や審査における早期審査、面談審査など審査面の支援策をはじめ様々なものがあります。特に中小企業等を対象にした「知財総合支援窓口」制度では、あらゆる知財相談に無料で対応する体制が構築されており、弁理士等との相談も無料で行うことができます。奈良県発明協会では「知財総合支援窓口」を設けていますので、知財に関する困っていること、様々な制度の問い合わせなど、是非ご活用ください。